

由布市建設課作成

由布市 小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン

由布市では平成26年1月より「由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を運用しております。しかしながら、条例適用除外となる小規模な事業においても周辺地域の住民とのトラブル事例が相次いで市に報告されていることから、このたび小規模事業にかかるガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、市や住民に対して事業概要を明らかにするための手続きや施設の設置に当たり配慮すべき事項等を定めることで、発電設備の設置を計画されている事業者の方に、地域と調和した再生可能エネルギー発電事業を実施していただくようお願いするものです。

1. ガイドライン対象となる設備規模

事業者が5,000m²以下の土地に設置する再生可能エネルギー発電施設
(建築物の屋根または屋上に設置する施設は対象外です)

2. 施設の設置にあたり配慮すべき事項

施設の設置を行う事業者は次に掲げる事項について配慮し、または調整等を行うよう努めてください。

(1) 土地の周辺環境の調査・周辺環境への配慮

- ①関係法令を遵守し、各種相談窓口に確認を行うこと※1
- ②周辺地域の水質の悪化や水量の低下が生じないようモニタリングを実施するなど適切な対策を講ずること
- ③雨水による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること
- ④立木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し最小限に留めること
- ⑤設置に際する地形変更による影響が周囲へ生じないようにすること
- ⑥騒音や低周波音を発生する設備は、住環境に影響を与えないよう防音壁を設置するなど適切な対策を講ずること
- ⑦反射光や反射熱を発生する設備は、周囲の景観や住環境に影響を与えないよう配置の工夫や植栽などの適切な対策を講ずること
- ⑧設置工事の際には、周辺学校施設の生徒の通学下校時における安全を確保すること

(2) 周辺地域の住民への配慮

- ①施設の計画概要が明らかになった時点で、設置による影響を受けると考えられる周辺地域の住民に対して説明の場を設け計画への理解を得ること※2
- ②周辺地域の住民から出された質疑、意見には適切に対応すること
- ③工事の進捗状況について、必要に応じて周辺地域の住民に報告すること

3. 施設の運用・管理にあたり配慮すべき事項

施設の設置後も、事業者は次に掲げる事項について配慮し、または対策を行うよう努めてください。

- ①適切な保守点検及び維持管理を実施すること
- ②災害発生時の緊急連絡先を見やすい場所に表示すること
- ③設置により周辺環境への影響が認められた場合は、速やかに改善措置を講ずること
- ④設備の異常・破損により周辺環境への被害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、市及び周辺地域の住民へ速やかにその旨を連絡すること
- ⑤被害が発生し損害賠償責任を負う場合は、適切かつ誠実な対応を行うこと
- ⑥事業を中止または廃止したときは、速やかに施設を撤去すること

4. 市の指導及び助言

市は、本ガイドラインにそぐわない状況が見受けられた場合は、必要に応じて、事業者に対して改善を求めます。

5. 適用

本ガイドラインは平成30年9月7日から適用し、必要に応じて、隨時見直します。

※1 「関係法令・各種相談窓口」の一覧

関係法令	内容	相談窓口
由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	条例第8条に規定する <u>抑制区域内での事業計画</u> であれば、事業規模にかかわらず、事業を行わないようお願いします（建築物の屋根及び屋上に設置するものは除きます）	建設課 
由布市水道水源保護条例	条例第8条に規定する <u>水源保護区域内での事業計画</u> であれば、規制対象事業の該非判定のため事業実施協議書の提出が必要です	水道課 
森林法	地域森林計画対象となる森林にて事業を行う場合には、法第10条の8第1項の規定により伐採届の提出が必要です	農政課 
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地にて事業を行う場合には、法第13条に規定により農用地区域除外申出書の提出が必要です	農政課 
農地法	農地にて事業を行う場合には、法第4条及び第5条に規定する農地転用の許可が必要です	農業委員会 
潤いのある町づくり条例	湯布院町内で口径100mm以上かつ深さ10mを超えるボーリング行為、高さ10m以上の工作物の設置などを行う場合には、条例第19条の規定により事前協議申請が必要です	湯布院地域整備課 
由布市景観条例	景観計画区域内で直高2mを超える擁壁の設置、高さ10m以上の工作物の設置などを行う場合には、条例第8条または第9条の規定により届出が必要です	湯布院地域整備課 
文化財保護法	法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で事業を行う場合には、届出が必要です 法第125条に規定する史跡名勝天然記念物に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、許可が必要です	社会教育課 
消防法	液体燃料の使用・貯蔵をすることにより危険物取扱所設置に該当する場合には、法11条の規定により許可が必要です	消防本部 

※1 「関係法令・各種相談窓口」の一覧（つづき）

関係法令	内容	相談窓口
道路法 由布市道路占用条例	市道を占有する場合や市道の形状変更を伴う工事をする場合には、申請が必要です	建設課 
由布市法定外公共物の管理に関する条例	法定外公共物（里道・水路など）を使用する場合や法定外公共物の形状変更を伴う場合には、申請が必要です	建設課 
騒音規制法	規制地域内にて特定の工事用作業機械の使用や空気圧縮機などの特定の設備を設置する場合には、届出が必要です	環境課 
振動規制法	規制地域内にて特定の工事用作業機械の使用や圧縮機などの特定の設備を設置する場合には、届出が必要です	環境課 
自然公園法	阿蘇くじゅう国立公園特別地域内にて、土地の形状変更や伐採などを行う場合には、許可が必要です	環境省くじゅう自然保護官事務所 
温泉法	温泉の掘削や増掘をする場合や、事業のために温泉源から温泉の採取などを行う場合には、許可が必要です	中部保健所由布保健部 
水質汚濁防止法	人の健康や生活環境に被害をもたらすおそれがある汚水または廃液を排出する特定施設を設置する場合には、届出が必要です	中部保健所由布保健部 
土壤汚染防止法	3,000m ² 以上の土地の掘削や形質変更を行う場合には、届出が必要です	中部保健所由布保健部 
大気汚染防止法	ばい煙発生施設を有する事業を行う場合には、届出が必要です	中部保健所由布保健部 

※1 「関係法令・各種相談窓口」の一覧（つづき）

関係法令	内容	相談窓口
絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律 大分県希少野生動植物の保護に関する条例	生息地等保護区などの対象区域内にて、建築物や工作物の新改築、増築などを行う場合には、許可が必要です	自然保護推進室 
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区の区域内にて、建築物や工作物の新改築、増築などを行う場合には、許可が必要です	中部振興局農村漁村振興部 
都市計画法	都市計画区域内にて敷地面積3,000m ² 以上の事業を行い、建築物の建築を伴う土地区画形質の変更がある場合には、開発許可が必要です	大分土木事務所建築住宅課 
建築基準法	発電設備に付属する建築物を建築する場合には建築確認申請が必要です	大分土木事務所建築住宅課 
砂防法	砂防指定区域内にて、土地の形状変更、木竹の伐採、工作物の新改築などを行う場合には、許可が必要です	大分土木事務所管理課 
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内にて、水の放流や停滞、水の浸透を助長する行為、工作物の設置などを行う場合には、許可が必要です	大分土木事務所管理課 
地すべり等防止法	地すべり防止区域内にて、地表水の放流や停滞、地表水の浸透を助長する行為、のり切や切土などを行う場合には、許可が必要です	大分土木事務所管理課 
河川法	河川区域内等にて工作物を新設する場合や土地を占用する場合には、許可が必要です	大分土木事務所管理課 

※2 「設置による影響を受けると考えられる周辺地域の住民」への対応

項目	基準・留意点
設置による影響を受けると考えられる周辺地域の住民	<p>1. 事業区域が属する自治区に住所を有する住民</p> <p>2. 事業区域に隣接する土地または建築物の所有者 (隣接の目安として、由布市の条例では、事業区域から16mの範囲内、または、事業にかかる建築物もしくは工作物の高さの2倍の水平距離の範囲内と定めています)</p> <p>3. (事業区域の近辺に河川がある場合) 河川の下流の自治区に住所を有する住民 ※下流の自治区の範囲は、河川の水害の発生のしやすさ、水害発生時の被害の重大性を総合的に勘案する</p> <p>4. (事業区域の近辺に水源がある場合) 水源を利用する住民</p>
周辺地域の住民への対応	<p>1. 周辺地域の住民との関係悪化・トラブルを未然に防ぎ、長期安定的に電力を供給するためにも、事業計画の初期から適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺地域の住民からの要望や意見に十分配慮して事業実施をするようにしてください。</p> <p>2. 住民への説明においては、発電事業の内容だけでなく、その事業がもたらす効果や影響についての説明が重要になります。</p> <p><u>下記は一部事例ですので、説明の際の参考にしてください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①自然環境への影響について 水量や水質に影響はないか? ②生活環境への影響について 周囲への反射光や反射熱の影響はないか? 工事の騒音はないか? 施設からの騒音や低周波音の影響はないか? 水害や土砂災害の対策はしているか? ③景観への配慮について 目立たないようにする工夫をしているか? ④損害が生じたときの対応について 保険に入っているのか? 撤去費用はどうするのか? ⑤事業による地域還元について 収益の一部を地域に活用することがあるか? <p>3. 住民との約束を明確にするために、協定書を作成するのも良いでしょう。</p>